

議案第118号

指定管理者の指定について（磐田市栄町自転車等駐車場）

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

1 施設の名称 磐田市栄町自転車等駐車場

2 指定管理者 所在地 大阪市北区曾根崎新地二丁目5番3号

名 称 株式会社駐輪サービス

代表者 代表取締役 蘭原 節二

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

参考資料

指定管理者の概要

名 称 株式会社駐輪サービス

設 立 昭和63年7月25日

資 本 金 5,000万円

目 的 下記事業を営むことを目的とする。

- 事業内容
- 1 自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車の駐車場の管理運営
 - 2 自転車等駐車場の企画、設計、設置及び技術指導
 - 3 放置自転車等の撤去及び撤去自転車等の保管所の管理
 - 4 自転車、原動機付自転車、自動二輪車、自動車の売買及び賃貸
 - 5 古物の売買
 - 6 前各号に付帯する一切の業務